

入札公告書

下記の事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により公告します。

令和元年 5月 31日

檀原市長 森下 豊

第1 入札に付する事項

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1. 契約番号 | 第 4313000308 号 |
| 2. 事業名称 | 檀原市浄化センター長期包括運営委託事業 |
| 3. 事業場所 | 檀原市東竹田町内 |
| 4. 事業内容 | 檀原市浄化センターの運営維持管理業務（14年間） |
| 5. 事業期間 | 事業契約締結日から令和16年 3月31日まで |
| 6. 運営期間 | 令和 2年 4月 1日から令和16年 3月31日まで |

第2 入札参加資格に関する事項

- 応募者の構成
 - ① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、受託者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。
 - ② 応募企業又は構成企業は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとします。
 - ③ 応募グループにあっては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとします。
 - ④ 代表企業又は構成企業の変更は認めません。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。
 - ⑤ 応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めません。
 - ⑥ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできません。
 - ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

2. 応募者の参加資格要件

① 参加資格に関する要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすこととします。

- ア. 応募企業又は応募グループの代表企業は、平成31年度樫原市入札参加資格者名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、樫原市入札参加資格停止措置要綱（平成14年11月1日告示第208号）による指名停止措置を受けている者でないこと。
- イ. 構成企業は、平成31年度樫原市入札参加資格者名簿に登載されている者、又は本事業の入札に際し、樫原市入札参加資格者として認められた者であること。構成企業のうち平成31年度樫原市入札参加資格者名簿に未登載の者は、本事業の資格申請書等の提出時に、樫原市入札参加資格の審査申請書類の提出が必要です。

また、いずれの者も本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、樫原市入札参加資格停止措置要綱（平成14年11月1日告示第208号）による指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ. 樫原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年7月18日告示第175号）に基づく措置要件に該当する者でないこと。
- エ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ. 本件資格審査書類提出日以前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- カ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- キ. 本事業に関する市の発注支援業務を受注した復建調査設計株式会社及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100

分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

ク. 市が設置する「橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」の委員（入札説明書参照のこと。）と現在、利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

ケ. 法人税、消費税、法人事業税又は法人住民税を滞納している者でないこと。

② 業務実績に関する要件

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりです。応募グループで参加する場合は、構成企業全体として以下の要件をすべて満たすものとします。

実績等
・ 地方公共団体（注 1）が管理するし尿処理施設（注 2）または下水道終末処理施設で生物処理の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）の元請実績（注 3）を有すること。

注 1） 地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注 2） し尿処理施設には、汚泥再生処理センターを含む。

注 3） 元請実績とは、自ら又は自らが構成企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

第3 担当部局等に関する事項

1. 事業担当課

本入札において、本事業の事務等を担当する課は、以下のとおりです。

橿原市役所 環境づくり部 環境保全課（橿原市浄化センター内）

所在地：〒634-0002 奈良県橿原東竹田町 148-1

T E L : 0744-22-8333

F A X : 0744-22-8088

E - m a i l : joka@city.kashihara.nara.jp

ホームページ : <https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5cbe975f65909e61bea55644>

2. 契約担当課

本入札において、入札及び契約に関する事務を担当する課は、以下のとおりです。

橿原市役所 生活安全部 契約検査課

所在地：〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

T E L : 0744-21-1112

F A X : 0744-24-9721

E - m a i l : keiyaku@city.kashihara.nara.jp

ホームページ : <https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5c518f4865909e2ebea8fef2>

第4 入札手続きに関する事項

本入札への参加を希望する者は、募集要項に示す資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

1. 募集要項（第一部）の公表（入札説明書、要求水準書、様式集）
公告日から市のホームページにおいて公表します。
2. 本入札の資格審査申請書類の提出場所
 - ① 受付期間：令和元年 7月 1日（月）から令和元年 7月 5日（金）まで
（午前 9時00分から午後 5時00分まで）
 - ② 受付場所：第3 2. 契約担当課へ持参により提出してください。
3. 資格審査結果の通知
資格審査結果は、令和元年 7月 11日（木）に電子メール及び書面（「参加資格審査結果通知書」）により代表企業に通知します。
4. 募集要項（第二部）の交付方法（基本協定書（案）、事業契約書（案））
募集要項（第二部）の交付の方法は、参加資格が認められた応募者の代表企業に対して、第4 3. 資格審査結果の通知とともに送信します。
5. 提案書類の提出
 - ① 受付日時：令和元年 10月 2日（水）午前 9時00分から午後 5時00分まで
 - ② 受付場所：第3 2. 契約担当課に持参により提出してください。
6. 入札書の提出及び開札
 - ① 開札日時：令和元年11月 11日（月）午後 1時30分
 - ② 開札場所：橿原市役所 北館1階 入札室
 - ③ 入札回数：1回とします。
 - ④ その他：入札書は持参により提出してください。
開札結果は入札の有効・無効のみを発表します。
7. 入札保証金
免除。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、橿原市契約規則第13条第2項に規定する違約金を徴収するものとします。
8. 無効となる入札
入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び橿原市契約規則第8条の規定に該当する入札
9. 落札者の決定
 - ① 方法：落札者の決定は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札方式により行います。詳細は募集要項によります。
 - ② 基準：募集要項に定める落札者決定基準

第5 その他

1. 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に納めるものとします。

2. 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
3. その他詳細については、募集要項によります。